

三条市立大学 アルバイト制限職種について

	具体例	理由及び参照事項
教育的にふさわしくないもの	・バー、キャバレー、クラブ、キャバクラ、パチンコ店、雀荘等の風俗営業の現場	教育的にふさわしくない。
	・酒席での接待	教育的にふさわしくない。
	・街頭でのチラシ配り、投函、ポスター貼り	内容に問題があったり、無許可の場合が多い。
	・不特定多数を対象とした街頭調査、訪問調査、電話調査	相手側の了解を得られない場合が多く、トラブルになりやすい。
	・競馬、競輪場等、ギャンブル場内での業務	トラブルになりやすい。
	・選挙の応援に関する一切の業務	公職選挙法に接触する機会が多い。
	・訪問販売、勧誘、集金等	相手側の了解を得られない場合が多く、トラブルになりやすい。
	・深夜（午後10時以降）の業務	教育的にふさわしくない。
危険を伴うもの	・プレス、ボール盤、旋盤、断裁機等の自動機械の操作	危険・事故が伴う。
	・高電圧、高圧ガス等危険物の取扱い（助手含む）	免許を必要とし、危険度が高い。
	・自動車、バイク等の運転	事故に遭遇した場合、経済的・精神的負担が重く刑事責任まで負う可能性がある。
	・2階以上の高所での屋外作業（窓ふき、器具の取り付け等）	落下物・転落等の危険度が高い。
	・線路、交通の頻繁な道路上での作業（測量・白線引き・交通整理等）	危険・事故が伴う。
	・土木、水道工事、建物建設等の現場作業	危険・事故が伴う。
	・警備員（会場整理・誘導・受付業務は除く）、宿直	危険度が高い。
人体に有害なもの	・農薬・劇薬等、人体に有害な薬物の取扱い （メッキ作業、白蟻駆除、塗装作業）	健康上人体に有害な影響を及ぼす恐れがある。
	・高温度・低温度の作業、塵埃、粉末、有毒ガス、騒音の著しい中での作業	健康上人体に有害な影響を及ぼす恐れがある。
	・長期継続の早朝・深夜作業	健康上人体に有害な影響を及ぼす恐れがある。
法令に違反するもの	・労働紛争に介入する恐れのあるもの	職業安定法参照
	・営利職業のあっ旋業者への仲介あっ旋 （家庭教師等を派遣する事業主への紹介を含む）	職業安定法の趣旨に反する
	・マルチ・ネズミ講商法に関するもの	無限連鎖講の防止に関する法律参照
	・出来高払い（一定額の賃金保証のないもの）	労働基準法参照
	・募集・採用を男女別等に設定し、性別等により異なる条件のあるもの（対象・人数・条件等）	男女雇用機会均等法参照
その他	・水泳指導員、水泳監視員、ベビーシッター、こども会活動の引率等	人命にかかわることが予想される。
	・労働条件が不明確なもの	賃金、時間、場所、労働条件、登録制によるもの、支払方法等に関するものが明記されていないもの。
	・人員の限定を条件とするもの	10人採用募集中でも1人でもかけると他の9人を不採用とするもの。
	・宗教の布教にかかわる活動に関するもの	トラブルになりやすい。
	・登録制のもの、または人材派遣事業に類するもの	本学での管理が不可能。登録料がかかる場合がある。トラブルの原因となることが多い。
	・その他、学生にふさわしくないと判断されるもの	